

## 個人情報等の取扱いに関する個人情報保護委員会からの指導について

令和8年1月30日（金）に公表した総務企画局人事部総務事務センターにおける「本市職員の給与支給に係る文書の所在不明について」の事案に対し、同年4月27日（月）、国の機関である個人情報保護委員会から媒体の管理等について文書で指導を受けました。

本市としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に向け、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてまいります。

### 1 事案の概要

総務企画局人事部総務事務センターにおいて保管していた市長事務部局等の職員8,868人に係る給与振込データ（平成28年2月及び3月分）が記載された文書について、保存期間の経過に伴い廃棄するため令和8年1月16日に確認したところ、所在が不明となっていることが判明したものです（別添報道発表資料参照）。

### 2 個人情報保護委員会からの指導

#### （1）指導の名宛人

市長

#### （2）指導の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が求める保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置のうち、媒体の管理等に不備が認められた。

#### （3）指導の内容

- ア 上記（2）の指導の趣旨を踏まえ、法等に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
- イ 本事案について本市が報告した再発防止のための措置（文書の保存期間の延長の場合に背ラベルの張り替え等を行い、延長後の廃棄年度を確認できるよう徹底すること等）を確実に実施するとともに、以後、適切に運用し、継続的にその取り扱う保有個人情報の漏えい等の防止その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。

### 3 今後の対応

職員一人ひとりの個人情報は、組織が安全に保護すべき重要な資産であり、その管理を徹底できなかったことは重大な問題であるため、再発防止に向け、保有個人情報の保管・廃棄のルールの周知徹底を行います。

#### 問合せ先

（個人情報保護委員会からの指導に関すること）

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当 大西

電話 044-200-3656 内線21702

（給与支給に係る文書に関すること）

川崎市総務企画局人事部総務事務センター 齊藤

電話 044-200-0214 内線22251

## 本市職員の給与支給に係る文書の所在不明について

総務企画局人事部総務事務センターにおいて保管していた市長事務部局等の職員8,868人に係る給与振込データ(平成28年2月及び3月分)が記載された文書について、保存期間の経過に伴い廃棄するため令和8年1月16日に確認したところ、所在が不明となっていることが判明いたしましたので報告いたします。

当該文書については、他の文書を廃棄する際に誤って廃棄した可能性が高いと考えております。当該文書で給与振込の対象となっていた方には、川崎市ホームページで謝罪と経過の説明を行ってまいります。

なお、当該文書に係る個人情報の漏えいは確認されておりません。

### 1 所在不明となった文書

#### (1) 名称

「預金口座振替による振込受付書」(平成28年2月及び3月分)

#### (2) 文書の内容

市長事務部局等の職員(8,868人)に平成28年2月及び3月分の給与を振り込む口座振替の依頼に対し、指定金融機関が受け付けたことを証する書類

※ 市長事務部局等とは、上下水道局、交通局、病院局、消防局及び教育委員会以外の部局です。

※ 臨時的任用職員(当時)等は対象ではありません。

#### (3) 文書に含まれる個人情報

職員の氏名、職員番号、給与振込口座、給与支給額

### 2 経過

#### ・平成29年7月

当該文書の保管を事務室から北庁舎の書庫に引き継ぐ手続を実施

#### ・令和3年5月

当該文書の保存期間を令和6年度までに延長(令和7年度に廃棄予定)

#### ・令和8年1月16日

当該文書を廃棄するため保管書庫内を確認しましたが、所在を確認することができず、それ以降発見できておりません。

### 3 原因

当該文書は当初5年保存としており、文書管理システムにおいて保存期間を延長していますが、延長時に、当該文書を入れた文書収納用の段ボール箱に記載された廃棄年度を変更していなかったものと考えています。また、当該文書を保管していた書庫は施錠管理されており関係職員以外は立ち入ることはできず、当該文書は書庫外に持ち出す必要があるものではないことから、当該文書を外部に持ち出した可能性は低いと考えています。このため、当該文書は、令和5年10月の総務事務センターの事務室移転に伴い書類の整理を行った際に、誤って他の文書とともに廃棄した可能性が高いものと考えています。

### 4 今後の対応

今後も当該文書の検索を継続します。

保存期間を延長した場合は文書等に表示している廃棄年度を必ず変更し、文書を廃棄する際は文書管理システムに登録された廃棄年度と照合する作業を徹底することにより再発を防止し、文書を適正に管理してまいります。

問合せ先

川崎市総務企画局人事部総務事務センター 豊島

電話 044-200-0214